

議会だより



上: ルーマニアの留学生フリレア・ミハイコリアンさんと国際交流
下: 松島消防署でこども放水体験



あらまし

平成20年度予算を可決

- ◇ 松島町議会基本条例を可決…………… 2P
- ◇ 町長の施政方針…………… 4P
- ◇ 新年度方針を問う…………… 8P
- ◇ 議案審議（条例等）…………… 18P
- ◇ 補正予算…………… 24P
- ◇ 一般質問 10名の議員が登壇…………… 27P

平成20年
第1回 定例会

【3月4日～3月26日】

議 会 運 営 の 自 己 改 革 へ

期待される町議会を目指し、 前文と22カ条の基本事項を規定

松島町議会基本条例を全員で可決

(前文)

松島町議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため、二元代表制の一方の機関として、松島町民の意思を町政に的確に反映させ、松島町としての最良の意思決定を導く責任を負っている。

松島町議会が、地域における民主主義の発展と松島町民の福祉の向上のために、果たすべき役割は、将来に向けてますます大きくなっている。

特に地方分権の時代を迎えて自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、松島町議会は、その持てる機能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く松島町民に明らかにすることが求められている。

松島町議会は、自由闊達な討議を通じて、これらの使命を達成するため、議員間の自由な討議の展開、松島町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制

の整備等について、この松島町議会基本条例を制定するものである。

松島町議会及び議員は、この条例の定めるところにより松島町民の信託にこたえ、存在感のある松島町議会を築くため、使命感を持って職務に取り組み、活力ある地域社会を実現することを誓約する。

※この条例は全文9章、22条で構成されており、紙面の都合上一部割愛して掲載しております。



第1章 目的

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、松島町民（以下「町民」という。）に身近な政府としての松島町議会（以下「議会」という。）及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによつて、町政の情報公開及び町民参加を基本にした松島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議員の活動原則) 抜粋

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によつて、町民の選良にふさわしい活動をするものとする。

第2章 議会及び議員の活動

原則

(議会の活動原則) 抜粋

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し公正性、透明性及び信頼性を重んじ町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携) 抜粋

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に町民に対する議会報告会

を少なくとも年1回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係) 抜粋

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)

の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、議長の許可を得て一問一答方式を行うことができる。

(町長による政策等の形成過程の説明) 抜粋

第6条

2 議会は、町長の提案した政策等を審議するに当たっては、その政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当っては、前条第1項の規定に準じて分かりやすく施策別または事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

審議に付するに当っては、前条第1項の規定に準じて分かりやすく施策別または事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

報告書は、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証拠類を添付した報告書を提出するとともに1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

第8条 (略)

第9条 (自由討議による合意形成) 抜粋

3 議員は、前2項の規定による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第10条 政務調査費の交付、公開、報告) 抜粋

(政務調査費の交付、公開、報告) 抜粋

2 政務調査費の交付を受け、公会派及び議員は、公正

性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証拠類を添付した報告書を提出するとともに1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証拠類を添付した報告書を提出するとともに1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

報告しなければならない。

(議会広報の充実) 抜粋

第15条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

周知するよう努めるものとする。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

第20条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果さなければならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

一般会計 歳入歳出

3,053万6千円 50億3千600万円

平成20年第1回定例会が3月4日から26日までの会期で開かれました。

開会初日には、大橋町長から新年度における施政方針の表明がありました。

議会では、予算審査特別委員会を設置し、各会計の新年度予算を慎重に審査した結果、すべての会計の予算を原案の通り可決しました。

その他、松島町議会基本条例等の制定、条例の一部改正、平成19年度補正予算等の議案を原案の通り可決しました。

一般質問では、10名の議員が登壇し、各々の視点から、町政について質問しました。



施政方針

昨年4月、町長に就任して以来1年が経過し、町民の皆様の期待と責任の重さに改めて身の引き締まる思いである。

本町は、本年1月に町制80周年の記念すべき節目の年を迎えた。これまで町制発展に尽力された先人先輩方が築き上げられた偉業に深く敬意を表す。この1年間に記念の年として記念式典及び記念事業を開催し、町民の皆様と共に町制80周年を慶祝していく。

日本経済は、サブプライム住宅ローン問題、原油価格高騰などの影響で景気後退が懸念されている。地方都市においても景気回復を実感できない。大都市圏との地域格差も解消の糸口すら見えない状況にあるが宮城県においては、東京エレクトロン、セントラル自動車が進出が決定し地域経済への波及効果が期待される。

しかし地方行政運営は、急速な少子高齢化による新たなサービスが増加する中、地方分権による地方の自立が求められ、一層厳しさを増している。

平成20年度は、行政課題や様々な施策を効率的に推進するため行政組織機構の見直しを進める。また公共施設の耐震化を促進し、定住人口の増加を図るため住宅地の販売促進、企業誘致等の対策を検討していく。松島観光の振興に全力を傾注し、民間での温泉掘削が成功したことにより情報発信と通過型観光から滞在型観光への転換を図り観光客の増加を図っていく。また10月からは仙台・宮城デスティネーションキャンペーンを展開していくが、県内外に松島の魅力を発信しリピーターの増加など交流人口の拡大を図りまた日本三景にふさわしい松島のあり方について海岸地区を中心に検討していく。

本年度は、長期総合計画第二次基本計画の中間年度になる。次期基本計画の策定を見据え、観光・文化・土地利用等を中心としたまちづくりの検討を進めていく。

本町の財政状況は、扶助費などの義務的経費が増加する一方、町税及び地方交付税の増収は見込めず依然として厳しい状況にある。この結果平成20年度予算規模は緊縮型予算となった。

平成20年度当初予算を可決

歳入歳出総額 111億

平成20年度予算

(単位：千円)

| 会計名 | 予算額 | 前年度当初比(%) |
|--------------|------------|-----------|
| 一般会計 | 5,036,000 | △ 6.8 |
| 特別会計 | 国民健康保険 | △ 2.4 |
| | 老人保健 | △ 87.1 |
| | 後期高齢者医療 | 皆増 |
| | 介護保険 | 3.6 |
| | 介護サービス事業 | △ 25.3 |
| | 観瀾亭等 | 31.6 |
| | 松島区外区有財産 | 24.2 |
| | 下水道事業 | 119.3 |
| 一般会計・特別会計 合計 | 10,247,699 | △ 7.3 |
| 水道事業会計 | 882,837 | 9.5 |

自然に恵まれた

住み心地の良いまちづくり

〈土地利用〉

宮城県において都市計画区域の見直しが進められている。松島観光都市区域についても旧鳴瀬町の合併に伴い見直しとなり、本町の区域設定

にあたっては土地利用状況や日常生活圏等を考慮した都市計画区域になるよう県との協議を進めていく。

〈環境保全〉

ゴミゼロ運動の実施・不法投棄防止のための巡回・監視パトロールに取り組み、ゴミの分別指導等を実施し、ゴミ減量化と循環型社会への転換をめざしていく。

〈河川・港湾〉

高城川改修は、松島橋から上流部左岸側の改修工事が着手となるが早期完成にむけて県に強く要望していく。港湾については、松島湾へ新設の浮棧橋2基中残り1基が今年度完成予定である。

〈住宅〉

木造住宅耐震診断助成事業、耐震改修工事助成事業を引き続き実施する。また町営



耐震補強実施設計に着手予定の高城公会堂

住宅への火災警報機設置は、今年度高城団地への設置で町営住宅全ての取り付けが完了する。また高城公会堂の耐震補強実施設計に着手する。

〈上水道・下水道〉

上水道は、施設の更新計画の検討を進めると共に初原浄水場の過設備更新等の工事を実施し、水管橋の耐震診断を行なう。

下水道は4月より使用料の値上げを実施するが、経費の節減や経営の効率化を図り安定したサービスに努めていく。汚水対策は、反町準幹線築造工事を実施し、雨水対策は各ポンプ場の改築等の計画を進める。また利子補給水洗便所等改造資金融資制度の貸付限度額を100万円、償還期間を60ヶ月まで改正し下水道普及の促進を図っていく。

合併処理浄化槽は、現行の補助制度に加えて貸付限度額を100万円、償還期間60ヶ月以内で利子補給する新たな改造資金融資制度を創設し普及促進を図っていく。

〈道路〉

初原バイパス工事の整備促進を要望していくとともに、国道45号の松島海岸地区の国道整備促進を強く要望していく。町道は、生活道路環境の安全性等向上にむけ狭隘道路整備事業、道路舗装、側溝改良等を実施していく。

〈公共交通〉

松島海岸駅の整備をJR等と協議しながら基本計画調査を進める。町営バスは、地域公共交通会議を設置し、輸送サービスに努めていく。

〈情報通信〉

観光情報、町政の情報を総合的に分かりやすく提供するなど、広報誌やホームページの充実に努めていく。

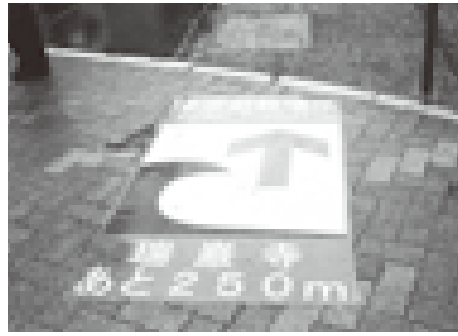
〈交通安全〉

幼児・児童・高齢者を対象に事故防止事業を展開し、交通安全意識を高め、また、飲酒運転根絶を図っていく。

〈消防・防災〉

宮城県沖地震に備え、消防署等関係機関や消防団との連携強化を図ると共に自主防災組織を町内全地区に組織され

るよう支援していく。また町内全域にデジタル式防災行政無線が配備され運用開始したのに伴い、運用や組織体制の整備を図っていく。

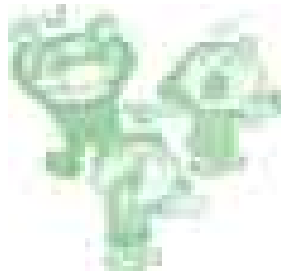


津波避難誘導看板

〈防犯〉

多種多様化する犯罪に対し警察や地域防犯指導隊との連携を強め犯罪のないまちづくりを推進する。

学校・保護者の方々を中心
に不審者対策を図り児童・生徒の安全を確保していく。



健康でお互いに助けあい 心がかよいあう温かいまちづくり

計を実施する。

〈保健・医療〉

住民の各ライフスタイルにあつた健康づくり事業をこれまで以上に図っていく。妊婦健康診査を2回から5回に拡充するとともに検査項目の充実も図っていく。

〈高齢者福祉〉

在宅での自立した生活ができるよう支援し住み慣れた地域で暮らせるよう事業を実施していく。



健康館でのデイサービス事業

〈児童福祉〉

児童虐待防止対策の充実を図るため、育児不安の高い新生児期に育児支援訪問を実施する。また地方人権委託事業として、子どもの人権を守る体験型の啓発活動を行なう。磯崎保育所の耐震補強実施設

〈障害者福祉〉

障害者自立支援法に基づき給付事業を実施する。福祉タクシー事業は、重度の障害を

松島町の個性を大切に 心美しいまちづくり

〈学校教育〉

やさしく、たくましい児童生徒の育成を図るとともに特別支援教育補助員を各学校に配置し、学習の基礎基本指導で確かな学力定着や社会変化に対応した教育を推進する。

学校の安全管理を図るとともに小中学校での防災教育を引き続き実施し防災に関する学習指導に努める。また「松島人」としての自覚を持てるよう松島の優れた自然環境や景観、歴史・文化、観光、産業を学ぶ機会を拡充を図っていく。

〈社会教育〉

家庭・地域、関係団体と連携し、学習意欲に満ちた人づくりを推進していく。町民文化祭は30回目を迎えることから町民皆様の協力を得ながら

持つ世帯の方はタクシー券利用または燃料費の助成を選択できるような制度の見直しを行い実施していく。また障害者や高齢者に優しい施設整備として役場庁舎に拡大読書器を、保健福祉センターにオストメイト対応トイレを設け、社会参加、自立促進に努める。

創意工夫をこらし開催する。

〈スポーツ振興〉

各教育施設の活用を図るとともに、地域・学校・各団体との連携を密にし、町民の健康増進を推進していく。また温水プール「美遊」については町内外からの利用促進を図るため、各種教室メニューの充実や施設のPR、情報発信に努めるとともに利用者ニーズをふまえた施設運営に努めていく。

仙台育英学園松島研修センターは、この3月末に町へ無償譲渡の予定であるが、譲渡後はスポーツ振興や社会教育等の幅広い視点から活用が図られるよう準備を進めていく。

(※3月28日に無償譲渡の契約調印式が行われました。)

「歴史・文化・自然・人」を生かした観光のまちづくり

〈観光都市〉

観光都市交流事業は、県・観光協会と連携をとりながら仙台・気仙沼・平泉や松島湾岸三市三町との広域観光連携を深め松島の魅力を内外に広く情報発信していく。

本年度、仙台・宮城デステイネーションキャンペーンを開催するが、更なるイベント等の充実を図るとともに街角案内人の拡充などおもてなしの向上にも一層努め、キャンペーン後の新たな地域づくり・観光地づくりにつなげていく。また夫婦町、日本三景をはじめとしたスポーツ、観光、文化交流等を積極的に進めていく。

〈地域文化〉

町民文化祭など住民が気軽に芸術文化に触れる場・発表の場・参加できる場の充実に努めながら、芸術文化に対する意識向上を図っていく。

〈文化財保護〉

特別名勝「松島」保存管理計画に基づいた保全を図るとともに、日常生活や経済活動との調和が図られるよう整備と活用方針を検討していく。国宝瑞巖寺本堂等については改修工事への支援を行い、関係二市二町と協力・連携を図りながら世界遺産登録に向けて努力していく。



国宝瑞巖寺

松島人 エネルギーが躍動するまちづくり

〈農林業〉

担い手農家と集落営農組織への支援と育成を行い、農地の効率的利用と集積で経営の効率化を促進していく。大豆等の集団転作での機械整備の充実と栽培技術向上へ支援を行い品質向上を推進していく。県営農業農村整備事業は、土手外、下志田、松島東部の各地区で引き続き整備が進められ、品井沼、幡谷、元禄潜穴各地区については今年度で整備完了となる。

松くい虫防除事業は、空中散布、地上散布、伐倒駆除等を実施し被害拡大防止に努める。また居住地周辺の杉山等の整備を行う里山エリア再生事業へ支援をし、森林機能の回復と資源の確保を図っていく。

〈水産業〉

松島の特産であるカキについて、安全管理面の支援を行うとともに、アサリについては採貝養殖事業、母貝育成事業への支援を引き続き実施する。

〈地産地消〉

仙台宮城デステイネーションキャンペーンや物産イベント等で販売・PRを行うとともに、地元の飲食店・旅館等での販売、宣伝のとりくみやまつ市の市、産業まつり等の地産地消活動事業への支援を継続し、消費拡大に努める。



昨年オープンした「かきの里」

〈商工業〉

商店経営者に対する融資幹旋と商工会事業への支援を図り、高城町商店街については商工会や関係団体と連携して、集客を高める取り組みを継続し支援していく。

〈住民参加〉

各種委員会等に町民の参画を推進し、行政区・各種団体との連携を深めながら住民意見を町政に反映できるように努めていく。

町制80周年記念事業は、地域資源活用や地域間交流促進など各種団体が主体的に取り組む地域振興活動事業を支援していく。



平成20年度特別会計・企業会計予算

国民健康保険特別会計

医療制度改革に伴い、今年度から保険者に義務づけられる特定検診・保健指導を実施する。

老人保健特別会計

今年度から実施される後期高齢者医療制度への適切な移行に努める。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療は、県内全ての市町村が加入する宮城県後期高齢者広域連合が運営主体となるが、町が行う申請者届け出の受付、保険料の徴収窓口業務が円滑に行われるよう万全を期していく。



住民への説明会の様子

介護保険特別会計

今年度は「介護保険計画」の見直し時期となる。計画作成にあたっては、これまでの課題や現状整理を行い、高齢者の抱える様々なニーズに対応した計画を作成し事業推進を図る。

介護サービス事業特別会計

要支援1・2の方を対象に、保健・医療・福祉と連携を図り、地域で安心して生活ができるよう支援する。

観瀾亭等特別会計

観光施設の環境改善に努める。



観瀾亭

松島区外区有財産特別会計

対象となる財産の適正な管理に努め、更に有効活用を図る。

下水道事業特別会計

汚水対策として反町準幹線築造工事を引き続き実施し、雨水対策として老朽化が進む各ポンプ場の改築・更新診断設計業務を実施し、より快適な生活環境を提供していく。

水道事業会計

施設の更新設計の検討を進めるとともに、全町にわたる漏水調査を実施、ライフラインの機能強化として配水管の増径及び老朽管の布設替等を実施する。

また、初原浄水場ろ過設備更新等の工事、水管橋の耐震診断を実施し、さらに経営健全化のため収入の確保と経費の節減に努める。

新年度方針を問う

総括質疑

質疑者

今野 章 議員 尾口慶悦 議員
 櫻井公一 議員 太齋雅一 議員
 高橋辰郎 議員 相澤佐和子 議員
 片山正弘 議員

国の予算への所見をきく

問 後期高齢者医療制度、年金改悪等で国、地方併せ社会保障費は1兆6千億円の削減されたが、この冷たい政治について町長の見解はどうか。

答 社会福祉費の国費削減は好ましいこととは思わない。

問 平成19年の定率減税はここ2〜3年で廃止となった。16年からの臨時特例債も含め5.7兆円位の削減だ。国に交付税機能を果たすよう求めるべきだ。

答 要望をしつつも現実には現実として受け止めざるを得ない。

国の予算、町の予算、格差問題

問 国税庁調べで年収200万円以下の民間給与所得者は千二十二万人に達している。可処分所得は前年比7.8%位のダウンとなっている。地方と都市の格差もあり格差問題の要因について所見をきく。

答 格差は国の状況、国際状況をみても現実問題となつてゐる。貧困等の要因は経済的な活動の中に要因があると思ふ。

問 町長答弁は国の財政、地方の財政の中で致し方ないと言つてゐる様に聞こえる。首長は現実の中から解決に向けて何が大切か、何がその鍵を握つてゐるか、と眼を開いていくべきと私は思う。国に県にきちんと物をいう首長になつてほしい。格差問題では要因は何か、なぜ近年に格差が拡大したのかを聞いてゐる。

答 バブル崩壊は経済全体を落ち込ませた。不良資産を処分する段階もあつて、これが失われた十年と思う。人口集積の都市部は回復への力は強く地方への波及は未だの思ひである。

セントラル自動車、企業誘改

問 東京エレクトロン、セントラル自動車等の進出は本町にどんな波及効果があるのか、二日程前の新聞にトヨタ

系列が仙台西口のビルに入居の報があつた。町長の進出企業への取組みと若者等の定住化の取組みを伺う。

答 セントラルの誘致では自治体間に混乱が生じないよう県が窓口対応になる。松島はその枠組みの中で動いていきたい。また町はこの好機をとらえ「対策委員会」を立ち上げた。企業誘致については先例自治体に学びつつ取り組んでいきたい。定住化に取組みたい。

道路特定財源

問 道路特定財源廃止の場合の本町への影響はどれ程か。

答 影響額は地方道路譲与税で約336万7千円、自動車重量譲与税で約3千492万円、自動車取得税交付金で約1千585万3千円計約5千414万円である。



下水道使用料金

問 四月から下水道使用料金が上がる。内容を見ると、8トン（基本料）61・5%、9トン〜20トン30・3%、21トン〜30トン22・7%、100トン以上11・5%。一人暮らし、高齢者等に重く福祉型料金となつていない。国保税も同様の体系がある。

税徴収と財政健全化は

答 町の財政を考えるとき破綻をきたさないためこうした措置が必要と判断した。

問 租税を含めた徴収対策を伺う。本町は大口滞納者の不能欠損をし徴収率で1%以上アップした。しかし、税法で認められた減免だけでは足りない人、この人々への救済の姿勢が大切である。県内でも徴収率の低い松島が特別滞納整理室に一括でいいのかの思ひもあるがどうか。

答 租税対策であるが滞納者1千人ぐらいはほぼ固定して

いるのではないかと事であるがその通りである。内容的には人々の中身は一樣ではなくその人その人に合わせた対応が必要である。20年度は財政充実への戦略プログラムをつくつていきたいと考える。財政健全化法にかかわることでは公債費比率の指数もふまえて役場内部で法の定め（規準）に対処する準備を進めてゐる。でき上がれば議会にも示していく。

定住化の取り組みは

問 定住化問題を伺う。松島の人口は1万6,000人を切つた。住民への安定感を与えるため対策委員会をつくつたという事だがその内容は。

答 定住化については、本年度のまちづくり関係で予算を計上、戦略方針、スケジュール等を示していきたい。



財政・事業改革プラン

問 18年3月作成の行財政改革プランの再検討は。財政運営と財源対策を伺う。また職員削減と課の統廃合は。

答 課の統廃合は来年度に検討し結果を出したい。財政運営は公債比率の縮小を図り事業はどれだけ落とせるか、がまんでできるかがポイントである。改革プランは大切なものと考えてゐる。

観光振興

問 デステイネーション（D C）があり、仙台、平泉等との広域観光がある。松島の企業も人も努力しているのだから観光が見えてこない。行政が民間を育成し果たしていく観光へ入り込んでいく姿勢が問われていないか。

答 ご指摘の内容も含め対策の具体化を考えていきたい。行政としてインフラ整備、ハード面等のなすべきをなしていきたい。

指定管理者制度の活用

問 指定管理者制度への具体的な取組みとして、運動公園と育英学園研修センターの活用は。

答 指定管理者制度は委託即職員削減とは限らない。メリットに収益増、利用者増等がある。管理委託は前向きに考えている。育英学園研修センターも同制度を検討していく。

合併と自立

問 合併の動きに仙南三町の例がある。塩釜地区二市三町議連のアンケート調査があり、財政健全化計画は自立を視野に入れての対応もあっていいのではないか。

答 アンケートでは塩釜の議員はほとんど合併、利府はしない方がいいがほとんど、多賀城はしない方がいいがちょうど多い、松島、七ヶ浜は半々くらい。

合併は広域化すればする程行政サービスは薄くなる。周

辺事情から当分は合併はないのかなと思っている。合併、自立はともかく財政が問題とならないように努めていく。

削減予算・財調を問う

問 本年度予算は前年比で約4億円の減である。この要因と削減予算で影響の大きい分野は何か。また財調の危機感も大である。財調ゼロも近年もあり得るのでは。

答 プール建設のような補助事業減がある。町税、交付税、補助金の縮小があり、財調はここ3年程で底をつく事も心配される。取崩しを少額にとどめるためにも余剰・発注残となる執行が大切である。

偽装請負はあってはならない

問 偽装請負について社会問題となっている。本町の給食センターの業務委託は派遣労働としての問題、働き方の問題として疑問を覚えるが当局の説明と見解を伺う。

答 偽装問題での仙台市の例

は偽装請負である。本町の場合はそのようではない。正規雇用の促進は業務の中身の検討、社会状況にあわせ精査されていいと思っている。正規雇用、臨時職員、パート職員の役割については町の財政及び社会通念上の判断といったものをふまえたと思う。

松島町の都市計画区域変更は

問 旧鳴瀬町と本町は松島観光都市計画区域である。町長の仙台圏入り希望と県の都市計画見直しはどうなる。

答 県は19年度、20年度に見直しの調査をしそれを基に仙塩広域都市計画の線引きを考えている。

福祉事業を問う

問 高齢者が在宅で自立した生活ができる支援策について伺う。

答 シルバー昼食等のこれまでの福祉施策を大切にしつつ健康水泳教室、健康体操教室など健康保持に努めたい。

問 新生児訪問、特定検診と新事業が始まる。保健師等の増員はいかがか。

答 業務内容を精査し必要とあれば対応していきたい。



歯科検診の様子

職員の意識改革、行政組織

問 事務分掌、事務量を見直し職員の意識改革が問われている。有能な職員づくりはいかに。通常業務にとどまらず「先」を読む業務遂行のため人事は人を動かす一面と人への情熱を持たせるものであるべき。

答 国でも行政モデルプランをつくっている。問題に対応する体制は常に求められている。私は

今の世にあった町の組織と財政を考えていきたい。

農業・農家育成

問 農業、農家育成施策は文字としてあっても現実は規模拡大等は展望をもてない。食料自給率向上は緊急課題だ。

答 農業問題の根は深い。町として機械等の予算を見込んでいる。町が国の施策に関与できる部分は多いとはいえない。

教育行政を問う

問 教科書の選定権は町にあるか。現況は仙台圏ブロックの選定となっておりブロック会議の下部に専門委員会が機能しているのではないか。

答 教科書の選定はほぼ質問内容の流れとなっている。仙台管内教育事務所がブロックとなっている。

問 現場の先生方の意見はどうなるのか。

答 まず教科書選定のための教科書展示がありそれを先生に見ていただく。意見等を集約してそれを専門委員会で検討している。

問 全国学力テストについて結果と今後はどうか。

答 本年4月に小中学校の全県下一斉学力テストを実施している。結果は松島は全県下標準より下回っている。重く受けとめている。20年度は各校が学力アップをめざしている。



第一小学校の児童と桜

問 本町の支援教育補助員配置について伺う。

答 本町が掲げる特別支援教育充実施策である。小学校低学年、未就学児に学習障害とかADHDで高機能多動性自

閉症障害者等の子が増えている。子供を大切に一小、二小、五小、中学校に補助員を配置するものである。

医療圏対応は

問 県の医療圏はこれまでの10から7へとなる。旧岩沼、塩釜、黒川の3医療圏は旧仙台医療圏に入る。救急、災害、小児等医療はどう変わるのか。

答 現在県から検討案は示されている。地域医療対策委員会の中で具体的な方策を県と話しあっている。

塩釜斎場について

問 塩釜斎場は今回環境組合に移行となる。今後の塩釜斎場と環境組合の一体化及び環境組合と消防事務組合の一元化はどう進むのか。

答 新年度になれば斎場と環境組合の一体化という事がある。その後消防事務組合等全体の統合については二市三町の間で当然検討されてくると

考えている。

温泉掘削、お湯の排水は

問 松島に待望の温泉が湧いた。関係者は湯の排水問題で苦慮している。下水道で処理となればその費用が大きい。町としていかに考えるか。

答 処理について掘削者と漁協とで話し中である。下水に全量を流入はなくなったようである。状況がある程度みて役場としては対応できる部分があればやっていきたい。

ゴミの分別収集は

問 ゴミの分別はまだまだ守られていない。町長や職員も収集に立ちあってみるべきではないか。

答 職員の活動機会をもう少し増やして周知をはかりたい。

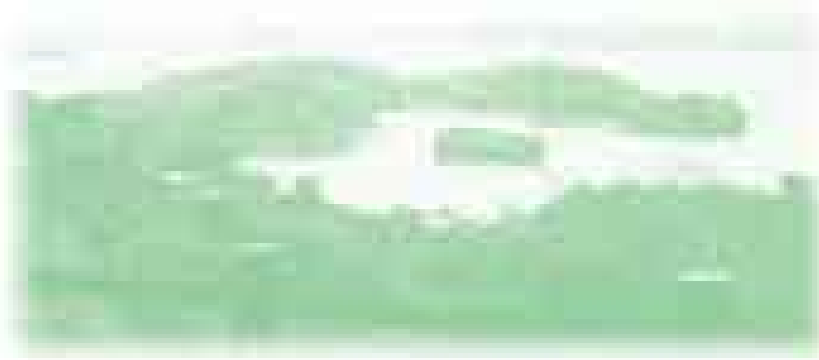
CO₂対策について

問 CO₂対策について庁舎内で

検討した事はあるか。
答 していない。役場でも考えていくべきなのかと思っ

町長へ具申される質疑応答

議会基本条例が制定され議会、議員は自らに責を課しました。行政側にも政策推進で資料提出、議会との協議を求めています。共に町づくり情報を共有する協働があるべきである。



意見・要望

第一分科会

【第一常任委員会】

■総務課

① 行政組織機構の見直しにあたっては、住民サービスに資する効率的で合理的職員集団をどう造るか単に課の整理統合にとどまらず、行政組織分掌評価から行ない、更に総務省から求められた地方公共団体定員管理調査に基づく平成23年までの職員削減計画（平成22年150人）も実行しなければならぬ。

② 喫煙所の設置については現在、庁舎内に喫煙場所の設置がなく、職員は思い思いの場所で喫煙しており、好ましい



予算審査特別委員会色川委員長

状況ではない。一定の場所で喫煙できるように、喫煙場所の設置を図りたい。

③ 文書費について、松島町例規集に搭載されているものに条例、規則、要綱、規程、細則、指定等があり、これによって行政が運営されているが、この例規集に搭載されない規則、要綱等が数多くある。これらについて、一定の基準で搭載されるよう努力されたい。

④ 明神コミュニティー消防センターは、条例により町が管理運営を行っているが、本施設も指定管理者による管理が利用者の利便になると思われるので、検討の上早急な対応を求めたい。

⑤ 交通安全指導員については条例定数25名であるが現在13名の隊員で指導にあたっている。本年は、デステイネーションキャンペーンもあり、早急な増員対策が求められる。松島町交通安全指導員条例を改正し年齢制限を緩和するなど、すみやかな対策を図る必要がある。

⑥ 町民バス運転手は現在9名であり、運転手の休憩場所として中央公民館ロビーが使われている。安全運行を行うためにも休憩をとる場の設置が求められる。



街頭指導する交通安全指導員

また、乗客の安全を守るため、出勤時にアルコール検知を求めると、機器の導入を。⑦ 消防団員定数は、条例による定員は21人以内となっているが現在団員数は205名である。予算に計上されている報

⑧ 基金運用について一般財政調整基金18基金、17億9,052万9,998円の利子収入として725万927円を計上している。利率が0.25%までありその運用に当たっては基金の設置目的に応じて運用されるべきであり、高利率で運用するよう、使用基準の策定のは非について検討されたい。

⑨ アート・フル・松島全国絵画展が10年を一区切りとし、5回の開催で見直しの事業になった。日本三景松島を文化芸術の町として紹介する上でも効果的な事業であったと思われる。これら5回の開催を総括し、新たな絵画展として事業を復活されるよう望む。

⑩ 町制施行80周年記念事業については、印象に残る記念事業をするためにも期間を設け、一定期間内の事業とするよう、統一対応をされたい。

償組合負担金は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合条例で各市町村の条例定数となっている。人口動向からみても大幅な増員は期待できず、条例定数を実情に即した定員に改めるべきである。

■会計課

■財務課

①事項別明細書の予算説明書について

予算の議決権は議会のみが持っている権限であり、議決するに当たっては内容を充分に熟知する必要があることから事項別明細書を詳しくして議会に提出するようにすると町長は言っているが、何ら改善が見えない。議会答弁の重さを充分に理解し改善に努めるよう望む。

②積立金について

平成13年に松島町庁舎建設基金条例を制定して基金の積立を行ってきたが本年は利子積立だけになっている。

基金積立額は当該年度の予算内となっているが、新庁舎建設を指向するのならば厳しい財政状況であればあるほど基金の造成が求められる。中長期的な計画の中で基金積立に対する方向性を示されたい。

③入湯税について

新たに温泉が発掘されたことによる入湯税として見込み額が計上されている。当局の説明から入湯者の見込みが必ずしも正確と言えず、利用も期間も確認されたものではない。多額の経費を投じての事業であり、それら事業者に対

する観光松島として考慮の必要はないか充分検討すべきである。

④滞納者対策について

平成18年に低所得で納税に堪えられない者を救済するため町税条例に町独自での減免条項を入れたが、ほとんど活用されていない。滞納整理に当たっては滞納者の実態把握を完全に行いながら、これらの活用で思い切った減免を行うことを求める。

■産業観光課

①遊休農地について

転作目標面積も拡大し転作率も33・3%と全農地の3分の1が転作を余儀なくされている。遊休農地の有効活用のため、本町の土壌や気象条件に合致する作物を選択し、町独自の補助を含め、地産地消とからめた町の方向性を示す必要がある特色ある産地づくりに早急に取り組まされたい。

②林業振興について

林業費で炭焼き業務委託費を計上し、伐倒木等を使用した炭焼き等を行っているが、積極的に行われておらず利用状況がかんばしくない。

費用対効果の点からも、指定管理者指定を含め検討し対処されたい。

③松島独自産品の確立と対策について

アカモクを原材料として「藻華」を特産品化のため努力している者がいる。サポート体制が整わず苦慮されている状況にある。今後これらを含め軌道に乗るまでの間、商品化と販路までを行政側が財政を含めた支援を行う必要ありその対策について検討されたい。

④双観荘の財産貸付について

財務規則の規定による貸付料として建物価格の11・4%を徴収しているが、価格算定根拠が示されていない。透明性の観点からも、財務規制に示す必要があると検討された。

⑤「仙台、宮城DC」の取り組みについて

本年は昨年を上回る行事の計画がある。特定の関係者による取り組みだけでなく、町をあげて取り組むべき内容であり今後町ぐるみ（町民全員参加）の対策をとるためにも各種団体を網羅し対策委員会等を立ち上げる必要があると思うので検討されたい。

■観瀾亭等特別会計

①産業観光課分室は建物が古く耐震上心配される。特に国道45号線が下を通っていることから二次災害が懸念されるので使用について検討された。

②駐車場管理運営について

昨年11月より浪打浜駐車場が有料化され、第3、第4駐車場も機械化され、観光バスの収容台数が減少している。この事については、運用開始より疑問視された点であり、交通渋滞の原因となっている大型車と乗用車専用出入口にするほか、夜間駐車についての対応も検討されたい。

■松島区外区有財産特別会計

①区有財産の在り方について
町は特別会計をもって区有財産として管理しているが、本来町有財産として管理すべきものであり、これらの所有財産を整理するため担当者を置いて整理し、今後の本財産の在り方については、その処理方針を示し各行政区と協議を行っていくべきである。

第二分科会

【第二常任委員会】

■教育委員会所管

①奨学金は基金不足により20年度から3年間貸し付けを休止することになったが、奨学金貸与条例もあることから、休止には疑問が残る。

②外国語指導助手が、20年度より町の直接雇用になり、ゆとりのある指導が期待される。

③小・中学校それぞれに特別支援教育補助員4名が、新たに配置されることになった。

また、小学校には心の教室相談員も配置されることになった。

④西の浜貝塚の遺物については、将来において資料館設置と学芸員の配置が望ましい。

⑤国宝瑞巖寺本堂等建造物保存修理事業については、29年度までに5,000万円の町補助をする見込みである。こうしたことに関しては、事前に議会に説明すべきである。

⑥学校給食においては、冷凍食品の取り扱いには充分注意すべきである。賄材料については、今後も地産地消を視野に入れたメニュー作りに努められたい。

⑦温水プールについては、利用者の確保にいろいろな企画を生み出すとともに、経費の節約に対しても細心の注意を払い、町民の健康増進を図られることを望む。

■町民福祉課所管

①障害者に対して、福祉タクシー券の助成とともに燃料費助成も復活されることになり、利用しやすくなった。(身障手帳1・2級、65歳以上の高齢者世帯)

②障害者自立支援給付費で約5,000万円増、扶助費で約5,000万円減になっているが、各事業者への支払いが町から、国保連合会が行うことになったため、組み替えとなったものである。

今後、国において介護保険の一元化計画の見通しもあり、さらなる情報の提供を望む。

③妊婦健康診査の公費負担が2回から5回に拡大されたことは、子育て支援の面からも評価できる。

④育児相談を行っているが、相談内容は子育てに関する相談が1/3、障害・発達障害1/3、虐待1/3であるが、虐待の相談が増えていく。20年度は産後の相談、新

生児期の訪問相談を2名体制で行う。

⑤塩釜医療圏は、旧仙台・岩沼・黒川医療圏とともに仙台医療圏となる。救急医療等がどのようになるのか、議会に対して、計画内容や情報の提供を望む。

■建設課所管

都市公園施設維持管理の中で、施設管理班と教育委員会との混合が見られるので、運動公園全体での管理運営の一本化を図りたい。

■国民健康保険特別会計

①後期高齢者医療制度の創設により、基本的には75歳以上の国保加入者がこの制度に移行するが、スムーズな運営が望まれる。

②20年度よりメタボリックシンドローム(内臓脂肪肥満)に着目した生活習慣予防のための特定健診がスタートするが、啓発が急がれる。

■老人保健特別会計

20年4月より後期高齢者医療特別会計に移行するのに伴い、この制度が廃止になる。

■後期高齢者医療特別会計

①運営主体は、宮城県後期高齢者医療広域連合であり、保険料は広域連合が条例で定

め、年金から天引きされる。

②この制度が20年4月から施行されることに伴い、3月に保険証等の手続きが混雑することが予想されるので、窓口業務の適切な配置と、この制度の周知徹底を図りたい。

■介護保険特別会計

介護予防事業については、要支援1・2の人が温水プールでの健康水泳や健康体操を取り入れながら、介護予防に努めていく内容であり、温水プールの使用と健康への関心の高まりが期待される。

■下水道事業特別会計

反町準幹線築造工事や初原準幹線実施設計業務が予定されているが、これからの下水道事業計画は、合併処理浄化槽等を考えたとき、見直しが必要な地域が出てくるのではないか。

●予算審査特別委員会

質疑

質疑者 尾口慶悦議員

問 瑞巖寺の保存修理事業については、町は補助限度額、平成29年度まで10年間で5,000万円、年間500万円の補助金であるがその根拠を伺う。

答 文化財保護補助金の額の規準を定める要綱には、国が60%、県が10%、町は残りの半分、もしくは補助金でとしているが、今回は補助金限度額の年500万円とした。

問 中学校の外国語助手を、今年度は町が直接雇用することになった。1年間継続して雇用した場合は正職員にしなければならぬ。雇用条件について伺う。

答 現在は派遣してもらっているが、新年度から半年契約で1年間お願いすることになったという解釈はしていない。

問 奨学金3年間貸し付けを何で休止するのか。松島町奨学金貸与条例には休止をする根拠がない。なぜ休止なのか。

答 新規の人に対し、基金不足によって貸し付けは休止するとの説明を受けたが、委員会として納得できなかったので「休止には疑問が残る」という形で処理した。

討論

討論参加者

| | |
|-------|----|
| 今野章 | 議員 |
| 高橋利典 | 議員 |
| 相澤佐和子 | 議員 |
| 後藤良郎 | 議員 |
| 渋谷秀夫 | 議員 |
| 阿部幸夫 | 議員 |

一般会計

反対

耐えがたい負担増を押しつけ国民に冷たい政治が続くなか、本町でも下水道料金の値上げや国民健康保険税の値上げが行なわれる。県内市町村別の人口減少率で松島町は県内一となった。定住できるまちづくり、安心して住み続けられるまちづくりが必要である。まず、勤労青少年に対する報償及び中学校への図書司書の配置が復活された。また、特別教育補助員が各学校に配置されるなど教育環境への配慮がされた。

一方、教育扶助費では、小・中学校とも扶助費の増加が見込まれ、修学困難世帯の増加が伺える。奨学金貸与事業は3年間の事業停止を行なうとしているが、松島の人材を育成する大切な事業であ

り、基金増額も行って継続すべきである。学校徴収金、校納金も負担が大きく、低所得世帯など負担の軽減を考慮すべきである。給食センターは直営で管理運営し、できるだけ多くの地場産品を使用できるように、また、給食センターの指揮系統や働き方が、偽装請負に当たらないかも注意していく。非常勤臨時職員は7人の増で、正職員の削減が続いている。とくに保育士等は正規職員の比率を高め、職員間の格差をなくして、安定した保育環境や保育内容の提供ができるようにすべきである。高城保育所分園は、保育環境として好ましくなく、最低限1部屋を増やすべきであり、本来の姿としては、本郷地区に保育所を設置すべきである。

福祉タクシーの助成制度は、燃料助成とどちらかが選択できるようになったが、対

象範囲の拡大が必要である。妊婦健診は14回から16回くらの健診が必要であり、その回数に近づく助成制度を実現してほしい。また育児においても乳幼児医療費無料制度の拡大も検討し、若者が定住できるまちづくりを行ってほしい。75歳以上の高齢者を現行の保険制度から追い出し、別建て医療保険に囲い込み、診療報酬で差別することで高齢者から必要な医療を取り上げる後期高齢者医療制度は廃止すべきである。

アート・フル・松島の中止は残念であり、ぜひ復活を望む。松島海岸駅整備基本計画については、JRと十分に協議し、町が過大な財政負担を求められることのないよう望む。

松島町の減反面積は19・4%増の284・8ha、33・3%となる。食糧をめぐる状況は大きく変化し、食糧自給率を高めることが求められている。持続可能な農業経営を実現するためには価格補償や所得補償を充実させることであり、国にそうした政策の見直しを求め、町の農業予算の柱を土地改良から価格補償や地場産品づくりに頑張る生産者への

支援などが柱となるよう求められる。最後に、議会基本条例が制定され、6月から施行されるが、町議会、住民が一体となってまちづくりが進められるようになることを期待し、反対の討論とする。

賛成

大橋町政は、幅広い町民の行政に対する期待に答えつつ、財政の健全性を維持するという困難な行政課題に真剣に取り組んでいかなければならない。平成20年度一般会計の予算について、歳入では地方交付税の減額や住宅ローンなど特別減税に伴う町民税の減収などがあり、前年度より0.8%減額された50億3,600万円の計上で、縮小型の予算である。

歳出については、集会施設では高城公会堂の耐震補強実施計画事業、社会福祉関係では、福祉タクシー券の利用または燃料費の助成を選択できる制度の見直しが行なわれる。保健衛生では、40歳から74歳を対象とした特定健診が始まり、中長期的な医療の伸びを低下させる。妊婦検診の公費負担は2回から5回に強化された。農業関係では、集団転作用として、アップカットロータリー播種機や菜種の刈り取りも可能なコンバインを導入し、高品質の大豆生産に向けた対策が図られる。また、住居周辺の杉山などの整備を行い、森林の回復等森林資源の確保を図るため、里山エリア再生事業が行なわれる。

観光では、本年10月からの仙台・みやぎDC本番に向け、昨年のプレDCより11件多い新たな事業を企画し、県内外に日本三景松島の魅力を発信し、DC後の新たな地域づくり、観光地づくりにつなげるものである。学校教育については、特別支援補助員を各学校に、中学校には図書司書が配置される。

以上のことより、本予算は大橋町政の政策の一端を反映させたものとして賛成の討論とする。

国民健康保険特別会計

反対

国保の医療分と後期高齢者医療に対する支援分の見直しと、介護保険給付の増大に伴う2号被保険者の介護納付金の見直しについて説明を受けたが、応益割でこれまでより1万4,500円の負担増となる。

国保会計は、もともと低所得者の方々が多く加入している保険である。本町の国保税の累積滞納額、件数とも増えており負担能力を超えていると考える。

税の引き上げは、更に滞納者をつくり出し、国保会計自体が立ち行かなくなる可能性

もあると危惧する。国保の現状を改善するためには、国の社会保障費削減を中止させ、減らし続けてきた医療に対する国の負担をもとの45%に戻し、保険料負担の軽減と保険財政の建て直しを図ることこそ求められている。

また、葬祭費が、8万円から5万円に引き下げられた。こうした20年度の会計内容に反対する。

賛成

国民健康保険は、地域における医療の確保と町民の健康増進に大きく貢献してきた。

しかし、急速な高齢化の進展により、医療費は増加傾向にあり各自治体においては、大変厳しい財政状況が続いている。

その中であって、保険財政共同安定化事業交付金が計上され、会計運営に多少の明るさをもたらしている。また健康増進に寄与するものと期待される特定健康診査等の事業費も計上されている。

疾病予防、早期発見、早期治療を基本に各種検診の実施を行いながら、町民と地域行政が一体となって、国民健康保険事業は堅持していかねばならない。

老人保健特別会計

反対

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することになる。保険料は年金から天引きされることになるが、月1万5,000円に満たない人は、自分で納めることになる。

さらに、1年以上の滞納で保険証は取り上げられ、かわりに資格証明書が渡され、病院の窓口で医療費全額を支払わなければならない。

また、診療報酬の内容をみると医療に線引きがされ、差別医療となる。

この制度の問題点は多く、高齢者の暮らしと健康保持に重大な影響を及ぼし、大幅な負担増をもたらす、生存権を脅かすものである。

政府は財源を理由に医療費削減を計画しているが、戦争を体験され、食料難の時代から復興のため必死に働いてこられた方々の命をおろそかにするこの医療制度は廃止すべきである。

賛成

4月1日より老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行する

が、改正の最大の要因は、現役世代と高齢者の負担を明確にし、国民全体で支え高齢者の特性に応じた医療を提供することである。

医療内容は従来と変わらずまた世帯の所得に応じた軽減措置も設けられている。

町は、広報活動や住民説明会を開催し、理解を深める努力をしており、対象者が不安を抱くことのないよう要望し賛成とする。

下水道事業特別会計

反対

今回の値上げについて、雨水は公費、汚水処理費は下水道使用料で賄うのが原則としてきた。しかし、下水道の維持管理費及び建設にかかった費用の元利償還分を含め、下水道使用料で回収する方向にその考え方を大きく転換し、踏み出したことにな

る。この理屈では、赤字を理由に、いつでも使用料金値上げは可能となり、将来家計に重い負担となってくると予想される。

下水道使用料の値上げは、消費税抜きで1ヶ月当たりの基本料金が使用量8トン使用で62.5%、20トンで43%、30トンで35%

8%の値上げ、一方月5,000トンの使用でも11.7%と、使用水量が大きいほど値上げ率が低くなる傾斜をつけた値上げの仕方であり、負担増で大変な町民生活に二層の負担を求めらるものとなっている。

賛成

下水道事業は、地方財政法で地方公営企業として位置づけられており、独立した企業として経営が成り立つことが期待される活動体と考える。

その経営に取り組む第一歩として、使用料金の改正で、前年度対比2,500万円の増収見込額の自主財源の確保を図ると同時に、公的資金補償金免除繰上償還によって、後年度にまたがるが、利子軽減額が見込めるなど、歳出抑制が見られる内容である。

事業についても、水洗トイレ等の改造資金融資あっせん制度による貸付限度額を100万円に上げるなど、利用者の整備促進を図るとともに、経営の安定化へ向けての予算であり、賛成とする。

水道事業会計

反対

水道事業会計は、一般会計と下水道事業特別会計が償還資金を借り換えての繰上償還であるのに対し、借り換えを行わず、これまで町民が使用料金として支払い、ため込まれてきた水道料金を償還のための資金に充てるとしているが、借替えをして繰り上げ償還すべきである。ため込まれてきた料金が多少でも軽減される方向で活用されることを希望する。

賛成

平成19年度末、現金残高が10億4,000万円ほど見込まれる。平成20年度予算は、各施設更新のための設計委託事業をはじめ、計画的な配水管更新事業を行うなど、従来にも増した予算計上がなされている。

これまでの水道事業として浄水場等々の設備などの更新を行っておらず、その期限を考えると、早急に進めるべきである。

安全な水を安定して供給できる事業経営がなされることを期待し、賛成とする。

分科会の 現地視察



温水プール「美遊」トレーニングルーム視察



国宝瑞巖寺等建造物保存修理事業視察



品井沼干拓資料館視察



初原浄水場ろ過設備視察

松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

● **主な内容**

特別職の職員で非常勤のものに対して支給する報酬について、各種団体や委員会等の制定、廃止に伴い見直しを行わない、改正するものである。除くものについては、特別土地保有税審議会、水田農業確立対策協議会、特別導入事業貸付委員会、農業構造政策推進協議委員会、農業振興整備促進協議会及び公共下水道調査委員会である。

新たに追加するものは松島町入札監視委員会である。
賛成全員・可決

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

● **主な内容**

少子化対策が求められる中、公務においても長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度の導入を柱とした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正

する法律の施行に伴い、改正を行うものである。

改正の内容については、小学校就学前の子どもを養育する職員を対象として、1日当たり4時間の勤務から週2日半の勤務まで、4つの勤務パターンから選択できることとしている。また、給料、手当等については、勤務時間に応じて支給する。さらに、育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事させるための短時間勤務職員の勤務時間及び給与等の改正を行うものである。

賛成全員・可決

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

● **主な内容**

職員の勤務時間等条例の一部改正を行うものである。

賛成全員・可決

職員の給与に関する条例の一部改正について

● **主な内容**

職員の給与の条例の一部改正を行うものである。

賛成全員・可決

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

● **主な内容**

職員の特殊勤務手当の条例の一部改正を行うものである。

賛成全員・可決

松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

● **主な内容**

松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準条例の一部改正を行うものである。

賛成全員・可決

松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

● **主な内容**

昨年の6月定例議会において、減額期間を平成19年度末までとしたが任期期間中と改めるものである。期末手当については、今回見直しを行い、「年間4・4月分」を「年間3・3月分」に改正するものである。

● **質疑**

問 昨年の改正理由として、

行政改革の一環として進めていく必要性をあげられたが、今回は、町としての行政改革として行うのか。

答 基本的には昨年の考え方と変わっていない。町の財政面を考慮しての改正である。

賛成全員・可決

松島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

● **主な内容**

教育長の勤勉手当を廃止し、期末手当として年間3.3月分を支給するように改正するものである。

● **質疑**

問 教育長は地方公務員法上では、一般職員である。但し、地方教育行政の組織に関する法律では別の条例を定めてやるようになっていて、例えば、現職の方を教育長として迎えた場合、この条例でいいのか。また、町長及び副町長は任期があるが、教育長の場合附則で期限を定めていないのはなぜなのか。

答 いろんなケースが考えられるが、現職の方にも、この条例で対応する。また、教育

その他の議案

- ▼委託契約の締結について(学校給食調理等の業務委託)
 - 原案可決(賛成多数)

条例の制定(議員提案)

- ▼松島町議会基本条例の制定について
 - 原案可決(賛成全員)

平成20年度予算

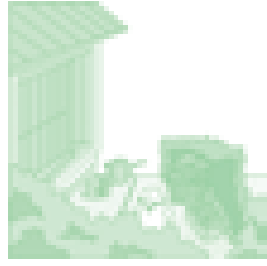
- ▼一般会計予算
 - 原案可決(賛成多数)
- ▼国民健康保険特別会計予算
 - 原案可決(賛成多数)
- ▼老人保健特別会計予算
 - 原案可決(賛成全員)
- ▼後期高齢者医療特別会計予算
 - 原案可決(賛成多数)
- ▼介護保険特別会計予算
 - 原案可決(賛成全員)
- ▼介護サービス事業特別会計予算
 - 原案可決(賛成全員)
- ▼観瀾亭等特別会計予算
 - 原案可決(賛成全員)
- ▼松島区外区有財産特別会計予算
 - 原案可決(賛成全員)

松島町営住宅条例の一部改正について

●主な内容

昨年4月、東京都町田市内の都営住宅において、居住者である暴力団員が自室に立てこもり、拳銃を発砲し、居住者や周辺住民を脅かす事件が発生した。このことを受けて、公営住宅においても、入居者並びに付近住民の安全・安心を確保するため、宮城県警本部並びに各自治体と連携して、公営住宅から暴力団排除に向けた取り組みをするため条例の改正を行うものである。

賛成全員・可決



松島町ロードメンテナ使用及び運営に関する条例の廃止について

●主な内容

昭和41年6月に制定されたこの条例は、町道の維持拡充を図るため、町所有の道路維

持機材を各行政区に貸し出しすることを目的に定められた。しかし、平成19年度、建設課保有のモーターグレーダーを売り払い処分し、以後、町道等の維持管理業務については、すべて民間への委託業務で対応していることから廃止するものである。

賛成全員・可決

松島町国民健康保険税条例の一部改正について

●主な内容

地方税法の一部が改正され、65歳から75歳未満の前期高齢者の被保険者世帯の国民健康保険税を年金から特別徴収すること、後期高齢者医療制度創設により、国民健康保険税に後期高齢者支援金の課税が新たに創設となり、基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金の三本立ての国民健康保険税となることから、国民健康保険税条例の一部改正を行うものである。

●質疑

問 低所得者に対する軽減であるが、現行の割合と改正した場合の応能割、応益割の比率はどう変わるのか。

答 応益割については41・26%から45・70%に、応能割については58・74%から54・30%に変わる。

問 現行の6割・4割の軽減措置から7割・5割・2割の軽減措置が導入されるとあるが軽減される世帯はどれ位か。

答 7割軽減が662世帯、5割軽減が166世帯、2割軽減が311世帯になる見込みである。

問 介護納付金の算出方法について伺う。

答 国で示された数値に基づいて算出している。

問 本町における調整交付金として国が7%、県が6%としているが、その理由について伺う。

答 療養の給付に関する部分については国が7%、県が6%と決まっています。特別調整交付金、2号交付金の中には、行っている事業や実績等に基づいて増減される。

●討論

反対 今回の改正は、国民健康保険税の課税がこれまででの医療分と介護

分に後期高齢者支援金が合算される課税方式である。また、これまでは6割・4割の軽減措置が行われていたが、応益割負担で5対5に近づけ、7割・5割・2割という軽減策がとられている。

このことは、むしろ低所得者の保険税の引き上げにつながり、滞納額の増加につながる。また、それによって受診抑制が更に進むことが心配される。国保の今の置かれている状態を改善し、加入者の負担額を軽減し、国民が安心して利用できる医療保険の中身にしていくなかで、医療費削減はしないで、医療費に対する国庫負担を元の45%に戻す必要がある。町としては、資格証の発行を停止する、あるいは低所得者中心にして町独自の支援策を講じる等必要である。

町は、そのようなことを行いながら、国に対して地方自治体の現状を訴え、国の責任を全うしてもらうよう正すべきである。以上述べて反対の討論とする。

賛成多数・可決

平成20年度補正予算

▼国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

……原案可決(賛成多数)

請願

▼旧本郷分館にかわる集会施設の建設促進についての請願

……採択

陳情

▼老朽激化の北松島公会堂を解体し、跡地に新施設(仮称:幡谷コミュニティセンター)建設の推進要請の陳情

……不採択

▼障害者自立支援法の公益負担を廃止する改正等を求める意見書採択に関する陳情

……不採択

▼「現行保育制度の堅持・拡充・保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情

……第2常任委員会へ付託

委託契約の締結について

●主な内容

平成20年1月30日、入札に付した平成20年度松島町学校給食調理等業務委託について、左記のとおり委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

| | |
|-------|----------------------------|
| 委託名 | 松島町学校給食調理等業務 |
| 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 契約金額 | 48,799,800円 |
| 契約相手方 | 一富士フードサービス(株) 北海道・東北営業所 |

●質疑

問 入札条件はどういうものだったか、資格審査はおこなったのか、辞退された業者は指名願いを出していたのか。

答 平成20年から23年まで、1,330食、提供回数195回で、町内の小中学校4カ所へ配送するのが条件である。給食調理業務を希望し、当町に登録されている業者が9社あり、実績を確認し、全社を指名した。

辞退した1社は、指名願いを出していたが、従業員の配置が困難であるとの理由で辞退を提出した。

問 (1)平成14年の金額より620万円以上も下がっているが、その理由は。(2)従業員の配置状況は。(3)食中毒などが発生した場合の責任は。(4)町の財産を使用しているが、賃貸料や使用料を取ることができないのか。(5)本町の民間委託は、偽装請負には当たらないのか。

答 (1)14年の食数は1,642食であったが、今回は1,330食と下がっており、それが一番の要因と思われる。(2)11人である。(3)内容により変わってくる。たとえば食料なのか、製造過程かというところで責務の範囲が決まる。(4)契約条件が、配送車や調理機械、給食センターの建物を使用してのものなので、でき

ない。(5)職業安定法施行規則第4条の4項のうち、どれか1つでも該当すれば偽装請負ではないので、本町の場合は当たらない。

問 人員の配置で、委託先に栄養士がいらないのではないのか。

答 栄養士はいないが、調理師免許を持っている資格者はチーフとその代理者が所持しており、パートの中にも有資格者がいる。調理師も立派な専門職であり、単純な労働力ではないので偽装請負には当たらない。



学校給食調理の様子

●討論

反対

私は学校給食の民間委託が始まったときから、直営で給食センターを運用すべきと求めてきた。行政のやるべき仕事として、子どもたちにできるだけ最高のものを提供できるようにすること、またそれに近づく姿勢が大事であると考え、今、派遣労働や偽装請負など働き方の問題が大きく取り上げられ、問われている。この働き方の問題でも行政が模範的な姿勢をとることが求められている。ただ単に経費の削減、すなわち人件費の削減ではないはずである。以上、申し上げて反対の討論とする。

賛成多数・可決



人事

人権擁護委員の選任について同意

この人事は、女性や子供の人権問題が社会的に大きくなっており、平成20年度より一名増員されました。

●住所 松島町磯崎字白萩 77番地

氏名 日出山 享子氏 (新任)

生年月日 昭和19年2月28日

●住所 松島町初原字志戸内47番地の9

氏名 佐藤 英夫氏 (再任)

生年月日 昭和9年5月4日

●住所 松島町幡谷字鹿渡 33番地の8

氏名 遊佐 征夫氏 (再任)

生年月日 昭和20年2月15日



一般会計 1,767万2千円を増額 総額 9,121万4千円

質疑者 尾口 慶悦 議員 太齋 雅一 議員 今野 章 議員
阿部 幸夫 議員 相澤佐和子 議員

各種会計補正予算概要

(単位：千円)

| 会計名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 一般会計(第5号) | 5,435,850 | 17,672 | 5,453,522 |
| 特別会計 | 国民健康保険 | 64,139 | 1,864,619 |
| | 老人保健 | △98,851 | 1,806,935 |
| | 介護保険 | △21,600 | 975,450 |
| | 介護サービス事業 | △ 2,969 | 3,062 |
| | 観瀾亭等 | 5,394 | 96,700 |
| | 下水道事業 | △16,460 | 876,185 |
| 水道事業会計 | 収益的支出 | 606 | 635,011 |
| | 資本的支出 | 143,283 | 320,982 |

一般会計補正予算

● 主な内容

総務費については、職員の出職等に伴い減額するものがある。企画費の負担金補助及び交付金は当初、寺町構想景観整備事業の実施を予定していた方が、事業を実施しない旨回答があったことに伴い減額するものである。

障害者福祉費の負担金補助及び交付金については、通所サービス利用者の増加に伴い増額する。

老人福祉費の委託料については、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度において、国民健康保険以外の被扶養者に係る保険料の凍結や、9割軽減が実施されることに伴うシステムの改修経費を補正するものである。

児童措置費については、今年度より3歳未満の児童手当が一律1万円に拡充となり、現在の対象者を実績に基づき精査し、減額するものである。母子福祉費については、医療費助成件数の増加に伴い増額するものである。

商工業振興費については、本年度より中小企業振興資金融資制度の拡充により申し込み者が当初10件から21件へ利用件数の増加に伴い増額するものである。

木造住宅等震災対策事業費の委託料については、一般住宅耐震診断の助成件数及び地震防災マップ作成業務の確定により減額するものである。

また、負担金補助及び交付金についても耐震診断結果に基づく耐震改修工事等の助成件数の確定に伴い減額するものである。

消防費の災害対策費については、デジタル式防災行政無線施設整備事業の確定に伴い減額するものである。

教育費の教育振興費の扶助費については、要保護、準要保護の対象者数の増加に伴い増額するが、特殊教育就学奨励費については事業費精査に伴い減額するものである。

その他の歳出補正については、事務事業の精査及び確定に伴うものである。

歳入については、県の主要地方道奥松島松島公園線歩道整備事業に係る町民グラウンドの土地売り払い等によるものである。

その他の歳入については、事務事業の精査及び額の確定に伴うもので歳入・歳出予算総額を54億5、352万2千円とする。

● 質疑

問 (1) 企画費の報酬費で、まちづくり委員会が、いつ都市再生整備計画検討委員会となったのか。(2) その報酬費がカットされたその理由は。(3) 委託料で繰越明許の都市整備計画の内容は。(4) 賦課徴収費の委託料588万円の内容は。(5) 公民館の光熱費100万円減額の理由は。(6) 都市計画費の温水プールの減額は。(7) 歳入の利子割・配当割・株式譲渡割交付金が30〜40%も補正されているがその理由は。

答 (1) 実態としては同じものと考えてほしい。事前の説明が不十分であった。(2) 委員16名の中でアドバイザーの資格で入っている委員の報酬費である。(3) 委託料の減額は入札額との差額である。マルチプロジェクトの策定委員会を検討した内容を、都市再生整備委員会が3回議論してもらったが、議論が白熱し、年度末で完了できなかったためである。(4) 評価がえに向けた固定資産

税の路線価メンテナンス、鑑定評価業務委託料の入札差金等である。(5)50キロワットを超えた受電施設は、デマンドメーターシステムという。過去最大の電気使用料を基本料金としていたが、今回はこの基本料金が下がったためである。(6)利用者が見込数の半分程度であった。利用見込数は、B&Gや近隣の施設を参考にしたが、最低の目標として頑張っていた。さらなる温水プールのPRに努めている。(7)あくまでも県民税の案分であり、県が徴収しており、最終通知として、今年の1月に通知された額を計上して修正している。事前に把握できるかどうかは検討したい。

問 デジタル式行政防災無線であるが、設置場所によって、うるさいと感じたり、また全然聞こえない地域があると思うが、今後の対応と増設の考えはあるのかどうか伺いたい。

答 設置場所によって、問題は生じている。箇所によってスピーカーの向きを変更するなど対応している。今後も地域住民や自主防災会等の意

見を聞きながら調整を計っていきたい。現在のところ増設の計画はない。



デジタル式行政防災無線

問 衛生費（予防費・委託料）の中で各種検診委託料で130万円の減額補正であるが、その内容について伺う。

答 各種検診の中で肝炎ウイルス検査が平成18年に終了し、平成19年については、新40歳と過去に肝臓機能で異常数値が検出された人と受診機会を逃した人を対象とした。その関係で受診人数が207人減っており減額となったものである。

賛成全員・可決

国民健康保険特別会計 補正予算

● 主な内容

保険給付費の精査及び共同事業拠出金等の確定並びに後期高齢者医療保険制度の施行

に伴う国保世帯等に対する軽減判定の激変緩和措置に対するシステム改修及び70歳から75歳の自己負担が1割に凍結されたことに伴うシステム改修経費等について補正するものである。

賛成全員・可決

老人保健特別会計 補正予算

● 主な内容

医療諸費の補正であり、医療給付費については給付実績等が伸びているため、前年度の実績等を考慮し、予算措置をしたが、入院及び件数の減少に伴い減額補正するものである。また医療費支給費及び高額医療費については、件数の増加等に伴い増額補正するものである。

賛成全員・可決

介護保険特別会計 補正予算

● 主な内容

保険給付費、介護保険料激変緩和措置継続のための介護保険事務処理システム改修経費及び前年度介護給付費の精算に伴う国県負担金、返還金

等について補正するものである。

賛成全員・可決

介護サービス事業特別会計補正予算

● 主な内容

介護認定において要支援1・2に判定された方のケアプランについては、包括介護支援センターにおいて管理することになり、作成については民間の支援事業所に委託することも可能であることから、それに合わせ予算を計上したが、要支援1・2と認定された方は、1月末現在で114人で、そのうちサービス利用者59人とどまっていることから居宅サービス収入を減額し、あわせてケアプラン作成委託料を減額するものである。

賛成全員・可決

観瀾亭等特別会計 補正予算

● 主な内容

観瀾亭の観覧者の増加及び抹茶等の売り上げ増加に伴い増額補正するものである。また福浦橋についても通行者数

の増加及びフードなどの売り上げ増加に伴い、増額補正するものである。

さらに観瀾亭施設環境整備工事の確定に伴い県補助金を減額補正するもので、これらの財源を精査し、財政調整基金への積み立てをするものである。

賛成全員・可決

下水道事業特別会計 補正予算

● 主な内容

事業費の確定及び汚水の年間流入量の減に伴う汚泥処理の処分料と汚泥脱水ケーキ運搬業務委託費の事務事業の精査に伴い減額するものである。また平成16年度より5年間にわたり分割交付されている国庫補助金について、各年度の起債額と相殺することとされており、今年度も、相殺しても余剰が出るため、下水道事業債取り扱い要綱に基づく財政融資資金への強制繰上償還額及び公的資金補償金免除繰上償還の今年度3月償還額について補正するものである。

水道事業会計補正 予算

●主な内容

企業債の補償金免除繰上償還が認められたことに伴っての企業債元金償還所要額、及び建設改良工事の入札差金の減額補正。並びに建設改良工事の減に伴って消費税の納付額が増となることから、消費税の増額補正を行うものである。

また収益的支出総額を6億3、501万1、000円に、資本的支出総額を3億2098万2、000円とし、資本的支出額の不足分を減積積み立て金、過年度損益勘定留保資金から充当した。

賛成多数・可決



平成20年度 松島町国民健康保険 特別会計補正予算

●主な内容

後期高齢者医療制度の施行に伴い、国民健康保険税の算定方法が変わり、医療分としての基礎課税額、介護分としての介護納付金に後期高齢者支援金加わり、三本立てとなったことに伴い補正するのである。

賛成多数・可決

平成20年度補正予算

(単位：千円)

| 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|---------|-----------|
| 1,742,131 | 160,388 | 1,902,519 |

臨時議会

平成20年1月29日

議員 議員 議員 議員
議長 議員 議員 議員
悦子 章 雄 郎
慶和 公 良
口澤 野 幡 藤
尾相 今 小 後
質疑参加者

平成19年度松島町 一般会計補正予算 (第4号)について

●主な内容

灯油価格の急激な高騰に伴い、家計への負担が特に大きいと考えられる低所得者に対して、緊急の経済支援策として冬期間の灯油購入費の一部を助成する経費を補正するものである。その総額は、358万6、000円である。

質疑

問 一世帯当たり5、000円の補助基準はあるのか。

答 内閣府の試算で、東北における一世帯当たり、灯油価格上昇負担増は9、034円とみている。その半額を助成するとの考えで、5、000円とした。県内市町村の8割が予定している。

問 申請で支給するとなっていないが、申請することができない人の対策はどうとるか。

答 生活保護受給者については、2月5日の生活保護支給日に合わせ支給する。

問 高齢者については、民生委員の協力を得て配布する予定

である。

問 商品券での対応は考えられないか。

答 国、県の灯油購入費を助成する市町村を支援するという形を受けて、灯油購入券とした。商品券は、換金手数料5%がかかることも理由である。

問 学校の灯油は、十分なのか。

答 教育施設については、調査の結果、予算の範囲内である見込みである。

問 原油高騰対策本部を設置しているが、その目的と本部長は誰で、またその役割を果たしているか。

答 本部長は町長である。設置目的は、石油高騰に伴う生活の安全、あるいは産業の活力、地域の活性化等を確保しながら、総合的に推進していく為である。

問 何もしていないのではないかとのご指摘があるが、また農政の方で、ハウス経営の方への運転資金の確保等、県・JAと連携してやっている。

問 県内で最後と思われる今回の措置であるが、対象者は障害者、母子、生活保護世

帯、町民税非課税の65歳以上の世帯となっている。その中で非課税世帯は何世帯か。また、その全体をみないとい

うのは、手落ちではないのか。

答 非課税世帯数は、934世帯。そのうち50%が65歳以上で交付の対象となっている。助成する範囲を広げるべきとの意見だが、役場の業務として行う場合、ある一線で切らなければならない。

問 灯油券で少しでも多く灯油が買えるように松島町の取り引き業者と契約する形はとれなかったか。

答 今回の助成について、町内の燃料取り扱事業者全社を対象に協力依頼を出して、承諾をいただいた方を取り扱い店とした。

問 単価については、各社の事情があり、できなかった。

問 民間の福祉施設への配慮はなされたか。

答 松の実については、障害者施設であり、県で一人当たり1万円の補助を考えている。

問 灯油販売店指定は何社か町内19社中18社である。

賛成多数・可決

町政 Q&A

ここが聞きたい!! 一般質問

10名の議員が 18件について質問

後藤 良郎 議員 (28ページ)

- 子育て支援について
- 情報のバリアフリー化について

今野 章 議員 (29ページ)

- 地域公共交通の充実について
- 産業廃棄物焼却施設について

相澤 佐和子 議員 (30ページ)

- 松島海岸交通渋滞解消と浪打浜駐車場の無料復活を
- 本郷保育所の建設を

太齋 雅一 議員 (31ページ)

- 町おこし、地域振興についての考えを伺う
- 少子化対策と住宅政策を問う
- 高城町商店街の活性化対策と公有地の開放について

色川 晴夫 議員 (32ページ)

- なにゆえにアート・フル・松島を休止したのか
- 国宝瑞巖寺改修と観光客への周知について

高橋 利典 議員 (33ページ)

- 行財政改革集中プラン実践と財政調整基金の運用について
- 市町村の合併について伺う

高橋 幸彦 議員 (34ページ)

- より一層の行財政改革の推進について
- デスティネーションキャンペーン (DC) 本番に向けた観光対策について

片山 正弘 議員 (35ページ)

- 優良企業誘致について

渋谷 秀夫 議員 (35ページ)

- 初原バイパスについて

尾口 慶悦 議員 (36ページ)

- 下水道処理 (計画) 区域内未整備者への対応について

章員

今野
議

地域公共交通の充実について
既存事業の充実と
他社との連携強化を

質問

道路運送法の改正で町営バス運行に係る地域公共交通会議が設置される。町営バスは10年前に交通空白地域の住民の足確保対策として始まったが、高齢化が進む中、元気で足腰が弱く遠くまで歩けない方も多い。高齢者が地域で自立し元気に暮らせる対策として、自宅から目的地まで安全に移動できる交通システムが求められている。福祉タクシーやデマンド交通システムなど、この会議で松島町にあう複合的な公共交通網を検討すべきと考えるがどうか。

現在の路線バス方式が適正であるとの考え方で事業を進めているところである。現段階では、他の運行方式の検討というよりは、既存事業の充実及び民間バス事業者やタクシー会社との連携強化といった視点で、地域公共交通会議の中で継続的に様々な方策について検討していきたい。

答弁

町の公共交通については、町営バスの運行方法を中心に福祉タクシーのあり方やデマンド方式との併用等を検討した経緯がある。

町内のJR駅の配置や病院の送迎者の運行状況を考慮し



産業廃棄物焼却施設について

町として同意するのが妥当と考える

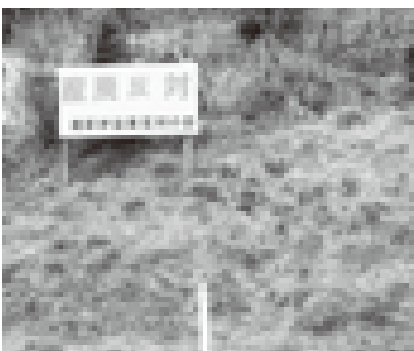
質問

大郷町川内に建設される産業廃棄物焼却処理施設は、県内外からの大量の産廃が焼却されるため①猛毒のダイオキシンや重金属類の排出・飛散。②特別管理廃棄物の感染性医療廃棄物搬入に対する不安。③町の水道水源の汚染や風評被害など問題は大きい。資本金300万円の問題発生時の補償も危うい。町は建設に同意すべきでないし、本町の住民説明会も行うべきである。公害防止協定調印では、行政機関の一部である区長が住民代表と言えるか疑問だがどうか。

答弁

人間生活で排出される多量の廃棄物を適正に処理する方策や施設は必要である。この焼却施設計画は、国、県の環境基準を満たしていると考えられ、町としては同意するのが妥当と考え

ている。住民の不安には、諸法令を遵守した運営管理と問題発生の場合の補償を協定に明記する考えである。説明会は、協定締結のため3月21日に対象地区の住民代表の方々と協議しており、今後も継続していく予定である。区長は確かに行政機関の一部だが、地域社会が組織化されたものでない以上、地域住民といった際の相手は区長が一番と考えている。尚、今後議会にも十分説明したい。



相澤佐和子 議員

松島海岸交通渋滞解消と
浪打浜駐車場の無料化復活を
三陸自動車道の無料化に努力する

質問

①松島海岸の交通渋滞を解消する上で、三陸自動車道の無料化を図ることが必要と考える。既に奥松島以北は無料となっており松島から無料となれば大型貨物車輜等の通行も少なくなり国道45号線の渋滞はかなり解消される。

②浪打浜駐車場が有料となったが、松島観光振興のためには無料化に戻すべきである。又無人化された有料の4ヶ所の駐車場は人を配置して観光客へのサービスアップを図るべきと考え当局の見解を伺う。

答弁

松島海岸の国道45号線渋滞、大型貨物車輜の通行は大きな問題で、国・県・交通業会と話し合いよい方向にもっていきたいと考えており進めていく。また三陸自動車道の無料化は良い案と



国道45号線の渋滞

思っており無料化にむけ努力していく。浪打浜駐車場無料化については、県の財政事情等で有料になったが観光地として不利な条件であり無料化を願っているが今すぐにといいのは難しいと思っている。その他4ヶ所の県営駐車場について、果たしてあの場所でのいいのかどうか、又民間とのすみ分け等今後の課題としてできるだけ早くやる方向で取り組んでいく。

質問

①ここ数年で町の人口が急速に減少している。町に若い人達が住める条件を整備することが重要だと考えるが、当局の考えは。

②第二小学校内の高城保育所分園の実態は、1部屋に午前3歳児まで9人、午後は4〜5歳児が17〜18人が幼稚園から帰って来て27人がその部屋で給食を一緒に食べ午後の保育を受けている。直ちにもう1部屋確保し保育環境を改善すると同時に集会所建設と共に本郷保育所の建設は必要である。若い世代の定住促進につながるかと考え保育所建設をすべきと考えますが

答弁

町の人口減少問題は何かしなければと思っている。ただ人口減少のさまざまな原因と対象が大き過ぎるのでよく調べる必要があると思っている。そのなかで

本郷保育所の建設を
全体の枠組みの中で考える

大事な要素として、身近に安定した雇用がある、若い世代が来れる住宅地整備、教育・福祉の充実などの条件整備が必要であり、それらについて積極的に手を打っていきいたいと思っている。

高城保育所分園の実情は把握しており対策が必要と考えられている。もう1部屋確保ができるよう努める。本郷保育所建設は幼保一元化を見直した上で位置づけが必要であり、子どもの数や幼稚園も含め全体の枠組みの中で考える問題と思っている。



一員 雅 齋 太議

町おこし、地域振興に
ついでこの考えを伺う

観光業とタイアップ

質問

松島町の産業は一部を除いて疲弊、停滞していると考え、各産業の活力を生む為は何をすべきと考えるか、次の点についての考えを問う。地域おこしは何が基本と考えるか、目玉を何と考えるか、トップセールスは誰がすべきか、産業振興について具体的方策は、08年DCに町と議会の一体感が見えない町全体の機運にも関わる問題と考えられるので伺う。松島の地域おこしの核である松島水族館の今後について伺う。

答弁

地域づくりの基本は、地域の方々の暮らしと生活の一体感と考える。地域おこしの目玉は、人との交流の道具という意味合いと思う。イベントや商品であり、根廻のひまわり、産業まつりやアカモク、酒のいやすこやトマト等を外に向かつてアピールして行くことと考える。トップセールスであるが、地域や商工業、農業の方々の工夫の産物を外に向かつて町長としてセールスして行くことと考える。産業構造であるが一次産業の振興には商品開発による地産地消が望ましいと考え、観光業とタイアップし大規模店と競合しない商工業を考えて行きたい。

少子化対策と

住宅政策を問う

県を通して企業へPR

質問

人口減少率1・89。宮城県ワーストワン。少子化人口、ワーストスリー。松島の人口が16,000人を割った。この事を町の危機と考えないのか伺う。セントラル自動車の大衡村進出に近隣市町の行動に大きな遅れを感じる。人口減、若者減、少子化対策、優良宅地の提供、関連企業の誘引等々の解決の千載一遇のチャンスと誰もが考えていると思うが町長はどの様に考えるか伺う。

答弁

人口減少、少子化については危機感を当然持っている。この要因を分析しながらそれに手当てをして行く事が大事と考える。住宅政策では都市計画、商業環境、特別名勝指定、大規模開発が出来づらい地形等々の問題があり、又、アクセス道路が他と比べて悪いことが区画整理事業が苦勞している一因と考える。セントラル関係は、県の企業立地促進法に基づいた地域産業活性化計画の集積地域に位置付けされていない現状であるが、宅地販売については県を通して企業側にPR活動を行っている。

高城町商店街の活性化対策
と公有地の開放について

商店街と協議へ

質問

過日、高城町商店街活性の為の懇談会が学識経験者を招いて実施したと聞く。この内容が商店街振興に結びつくのか、また地元振興会と継続されるのか伺う。商店街活性化には多くの人が集う場所づくりが必要不可欠と考える。その場所に旧水道事業所跡地、中央広場、青少年ホーム駐車場などの公有地の開放が必要と考えられる。地元振興会の方々と協議を図り、買い物駐車場やイベント広場として地元利用に供すべきと考え伺う。

答弁

「NPO法人トムネット」の主催事業で海岸地区や高城町商店街をモデルとして「中心市街地活性化フォーラム・イン松島」が、関係者100人程の参加で実施された。この中で高城町商店街の衰退の要因として、大型店の影響、魅力の低下、高齢化、意欲の低下などが挙げられ、中心核施設の整備、イベント広場の活用、ポケットパークの活用、駐車場、歩道、医療福祉施設の充実等が整備内容として提案された。公有地の開放については、一部の方に占用される事情もあるが開放に向けてルール化が図られるのであれば商店街と協議し有効活用を考える。

色川晴夫 議員

なにゆえにアート・フル・松島を
休止したのか

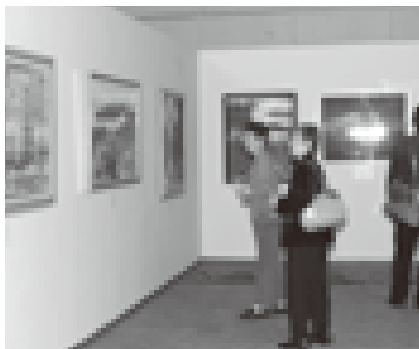
財政的な理由から休止する

質問

今年(令和元年)は町制施行八十周年の年である。10年前の七十周年に創設されたアート・フル松島全国絵画公募展は松島のすばらしい景色を全国に発信する事を目的としたもので、回を重ねるごとに出演数、入場数も増え誇れるイベントに成長した。第四回開催より日本画も対象になり一段と評価を受けるようになった。せっかく盛り上がった全国に誇れる素晴らしいアート・フル・松島全国公募展を何故、休止したのか、また今後開催は考えていないのか。そして文化とは何なのか伺う。

答弁

アート・フル・松島全国絵画公募展の休止は、財政面からである。20年度は色々事業を考えている。新規事業を行う場合、財政上から継続事業を見直すことは必要であり、アート・フル・



第5回アート・フル・松島全国絵画公募展

松島より新規事業を優先した。また、アート・フル・松島の意義は理解しているが、文化・芸術の中での絵画については全てカバーしているものではない。また、行政施策は継続性は求められるが、芸術等の助成は継続性は求められるものではない。今回は中止であり、今後は予算面、事業主体を見直し、永続的な事業展開が可能な方法あれば考える。文化というのは、人間生活すべてが文化である。

質問

国宝瑞巖寺の改修工事で、保存修理工程表・事業費補助金が示されているが、各受け入れ施設では、事業期間は10年としているが、問い合わせで苦慮していると聞く。早急に瑞巖寺と協議しインターネット等を利用して全国に情報発信すべきである。また、修理事業費補助で国60%、県10%町が50万円と限度としているが超すことはあるのか。また、外国人観光客が増加しており、案内看板が不足している。特に中国、韓国語の対応を検討すべきでないのか。ミシユランガイド「三ツ星」に恥じない観光地を目指すべきと考えるがどうか。

答弁

瑞巖寺の改修は観光面からデメリットはある。工事、拝観については瑞巖寺が主体である。町は相

国宝瑞巖寺改修と
観光客への周知について

情報発信は改良していく

談、意見を求められれば対応していく。情報発信については、ホームページ等より活用出来るよう改良する必要がある。事業費補助金で国は、瑞巖寺の財務内容から60%としたもので、町は年補助限度額500万円を超すことは想定していない。年々増加する外国人対応の案内看板については、英語の他、中国、韓国、フランス語等を入れたものを検討していく。



高橋利典
議員
高議

行財政改革集中プラン実践と
財政調整基金の運用について

地道な努力を実行中

質問

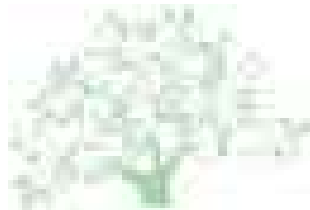
行財政改革集中プランを平成17年度初年度とし、目標年度を平成21年度として目標を定め責任体制を明確にして、積極的に取り組むとしている。①定員管理の適正化と給与の適正化、②民間委託等の推進、③事務事業の再編、整理統合、④教育施設の再編、⑤公営企業改革、⑥経費削減等の行政改革を実施した場合、歳出面での財政効果について伺う。歳入面での町税の徴収率の向上や税財源確保について伺う。財政調整基金より2億7千万余り繰出しでの予算編成となっているが、基金運用について伺う。

答弁

平成17年から21年の計画期間で人件費では3億4千万円の削減計画を立てている。平成22年4月には定員150人体制の計画とし

ている。目標数値については、一定の期間の中で計画策定や実地検証し事務事業の再編整理に取り組み目標値を達成していくものを考える。歳入面では、悪質な滞納者に対し積極的な滞納処分強化を図る必要がある。平成19年度からインターネット公売や自動車の差し押さえ等にも着手している。

本町の予算編成は、歳入増が見込めず財政調整基金からの繰入で対応しているのが実情である。この取崩しについては地方財政法や条例による処分が原則と考えている。



質問

新合併特例法の中で町長は近隣の市町においても合併について前向きでないことから町としても合併については現段階で考えていないと言っている。

町では人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況下で自治体の維持について大変危惧している。現段階で財政や事業の見直し等検討し、自立していく上での基本的な方向性を示さなければならぬと思うが考えを伺う。

また、二市三町以外の東松島市や黒川郡の町村との合併協議の可能性について伺う。

答弁

当町は二市三町での合併が望ましいと示されているが、県主導ではなく、それぞれの自治体において機が熟した段階での合併が望ましいという基本姿勢である。当地区においても合併の

市町村の合併について伺う

現段階での合併協議はない

機運は盛り上がっていない状況であると判断をしている。当面「自立のできる町づくり」を目指し、さまざまな行政施策を行っていくことが適正であると判断をしている。

町の財政状況や実情について「広報まつしま」やホームページ等で伝えていきたい。

また、合併は行政効率からある程度の自治体規模の方が望ましいと考えられ可能性としては残っている。基本的に二市三町での枠組みが一番よいと考える。



高橋 幸彦
議員
高議

より一層の行財政改革の
推進について
町の財政は健全段階

質問

我が町の行財政改革は、経費や人員の削減という面では、他の市町村と比べても、遅れてはいないと思っているが、中央公民館は正職員が6名で残業や休日出勤をしている。臨時職員での対応は考えていないのか。

また、自治体財政健全化法は、一部平成20年度からの本格適用で公表が義務づけられている。そこで本町の平成18年度決算における4つの指標を示してほしい。さらに20年度予算においての独自施策はあるのか。

答弁

中央公民館職員の勤務時間は、松島町教育委員会職員の勤務等に関する規定により、6名でシフトを組んで対応しており、時間外勤務手当を支給せず通常勤務の範囲内で対応している。自治体財政健全化法は、こ

れまでの普通会計のほか公営事業会計との連結や、地方公社、第三セクター、一部事務組合の債務を含めた指標での判断となる。18年度決算における4つの指標のうち①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は0%である。③実質公債比率は17・9%で、④将来負担比率は240・7%で健全段階である。1つの指標だけで判断せず、行財政改革を進めていく。



質問

昨年のプレDCCは一定の成果が得られたと思う。「観瀾亭等特別会計」の補正予算でも、観瀾亭や福浦島への入場者数もかなり増えた。この勢いを本番のDCCまで続けてほしい。

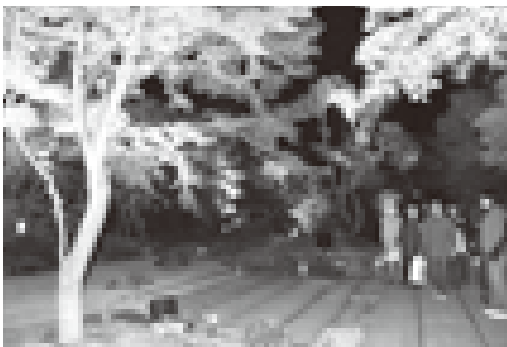
先ごろプレDCCの反省会があったが、その内容を知りたいし、それをふまえて、これからのDCC本番に向けた町の姿勢について伺う。

答弁

DCC松島地区実行委員会が、2月28日に開催された。その議題は①プレDCCの実施結果②各部会の取り組み状況③県DCCの取り組み状況④本DCCに向けた松島地区の取り組み状況の確認であった。プレDCCの観光客の入れ込み数は、宮城県全体で7・3%の増、松島地区は5・5%の増であった。本DCCに向けた取り組み

DESTINEーションキャンペーン(DCC)
本番に向けた観光対策について
プレDCC以上の取り組みを

は、プレDCCの取り組みに加え、瑞巖寺での早朝参拝客へのお茶のサービス、コンサートの開催、夜間特別拝観、仏前結婚式などの特別企画。福浦島でのイベント開催、松島湾の日の出観賞、地場産品を活用して観光資源にさらに磨きをかけながら、おもてなしを前面に出した観光づくりをしていく。



ライトアップされた円通院

片山正弘 議員

優良企業誘致について
県とも相談し積極的に進める

質問

東京エレクトロンが山梨県から大和町へ本社機能と工場の移転が決定され、さらには大衡村にセントラル自動車の進出が決定された。本町には、すでに東京エレクトロンATが操業している。優良企業として本町財政に多大な影響をもたらしている。

東京エレクトロンATの存続や、関連企業の誘致について、宮城県や東京エレクトロンと協議を行ったのか。今後どのように推進するのかわかる。

答弁

東京エレクトロンATは、町内随一の企業であり、法人住民税も多額の企業である。

東京エレクトロンの本社機能と工場が大和町へ移転された場合に、松島町からの撤退や統廃合の危険性があると考



東京エレクトロン

え、宮城県知事と直接話をした。その時、知事は東京エレクトロン本社と協議しており、本社のトップは、松島からの撤退の考えはないと断言していると聞いている。

しかしながら、大和町と大衡村だけに優良企業とその関連企業が集中することも考えられるために、松島町への工場誘致等を知事をお願いしてきた。

渋谷秀夫 議員

初原バイパスについて
平成28年度に完成予定

質問

国道45号線の松島海岸地区におけるボトルネック現象を緩和する施策として、県において初原バイパスが計画され、平成15年に着工された。

居網地区から開始された工事は、今年で5年目を迎えている。そこで次の点について伺う。

- ① 工事の進捗度はどれ程か。
- ② 工事の完成年度はいつか。
- ③ 反町地区の交差点はどのようなものになるのか。
- ④ 国道45号線・346号線への接続計画は県として、有るのか無いのか。

答弁

初原バイパスは、現在、反町側の初原2号橋の工事が行われており、工事の進捗度は約30%弱程度である。

工事の完成年度は、当初計画より3年遅れて平成28年度



初原バイパス

に訂正されている。反町地区における県道仙台松島線（通称利府街道）との交差方法は、T字型交差となり初原方面から初原バイパスへの右折レーンが設けられ、また松島第二小学校側（田んぼ側）に歩道が設置される。次に、反町地区から国道45号線・346号線への接続計画すなわち初原バイパスの延長計画は、現時点としては検討されていない。

尾口 悦員
議

下水道処理(計画)区域内
未整備者への対応について
優先的に整備してほしい

質問

平成3年から下水道の供用が開始され、当時は市街化区域が中心で整備が始まったが、この後公共投資の拡大や環境問題が大きく取り上げられるようになり処理区域も市街化調整区域にも広げられ現在に至っている。当初から処理区域内であって水洗便所への改造を求めているが実現していない者がある。下水道法では処理区域内の者は処理すべき日から三年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならぬと建築物の所有者に義務づけをしているが町はこれらにどの様に対応しているか。

答弁

下水道の整備については環境問題への対応を中心として、ぜひ必要な事業であるとの位置づけで区域を設定し事業を進めているが、コストの面でどの自治体

も大変である。当時から処理区域内にある建物についてもコスト的な面など諸問題があり今に至っている。面的に整備されている箇所でも虫食いの未整備のところは20ヶ所で119戸、このうち整備を求めている地域は6ヶ所で33戸あり難しいところもあるが整備手法を考え整備計画を立てている。下水道法で水洗便所への改造義務を課しているのはその通りであり、さまざまな物理的な問題を超えて優先的に整備をしていきたい。



皆さんからの

請願・陳情

討論参加者／相澤佐和子 議員

後藤 良郎 議員

はどうか。

これらの各項について調査しそれらの整合性を考慮して総合的に判断する必要があるとの結論に達し、町長の答弁が必要であり、2月12日に町長の出席を求め、各項について見解を質した。

町長見解は、本郷地区として中核施設となる施設がないので前向きに検討したいが、現在は白紙の状態であるというものだった。

町長見解を含め検討した結果、請願にある集会施設については、地域の自治活動の拠点となる施設であり、早急に建設に向け計画し、設置場所も検討すべきであるとの意見で集約された。以上の結果から全員一致で採択すべきものと決定した。

◆審査の概要
各委員より次の8点の意見が出された。(1)なぜ旧本郷分館だけ利用停止をし、解体を行なったのか。(2)解体するに当たって、地域とどのような話し合いがなされたのか。(3)本町にある他の施設の耐震はどうなのか。(4)平成18年に産業建設常任委員会が調査し、報告した地区集会施設(33か所)の耐震関係はどのように処理されているのか。(5)各地区の中核施設の建設計画はなされているのか。(6)災害時の避難場所に指定した施設の耐震対策は十分なのか。(7)本地域に代替施設はないのか。(8)地域内のサブ施設の利用状況

旧本郷分館にかわる集会施設の建設促進についての請願(継続審査) 第1常任委員会の報告

老朽激化の北松島公会堂を解体し、跡地に新施設(仮称幡谷ミニユニティーセンター)建設の推進要請の陳情(継続審査) 第1常任委員会報告

◆審査の概要

陳情の主な理由として揚げられている各項目について、副町長・総務課長をはじめ関係課長の出席を求め、質疑を行ない、逐一検討を行った。

(1)消防団員の詰所と備品等を置く倉庫としては、旧北松島診療所を改修して使用する。(2)老朽化した消防自動車の車庫については、1棟は取り崩して、旧診療所に移転するが、他の1棟はそのまま使用する。(3)くぬぎ台地区の集会場建設については、半径150メートル以内にか所集会所があり、避難場所としては第五小学校があり、これらで対応可能ではないか。(4)第五幼稚園と保育所の設置については、児童生徒の減少状況を見ながらの対応となり、設置はむずかしいなどの説明を受けた。

陳情の主な理由にある内容については、右記の検討結果を踏まえて話し合いを行なえば、

財政状況の厳しい現状も理解していただき、要請に十分とは言えないまでも、こたえられるのではないかと。また、陳情の趣旨である北松島公会堂については、老朽化の激しい建物を現存させ、地域民の利用に供しておくことは危険であり、当局においては、早急に地元と話し合いを行い、使用禁止にするともなうに、解体をすべきである。以上のことから、全員一致で不採択すべきものと決定した。

障害者自立支援者法の応益負担を廃止する改正等を求める意見書採択に関する陳情(継続審査) 第2常任委員会報告

◆審査の概要

2名の参考人に出席を求め説明を受けた後に、意見交換を行った。主な意見としては、(1)障害者がサービスの利用料の定率1割負担や会費などの負担増に耐えかねているから改正が必要である。(2)サービスを受ける障害者にとつて、一方的な受益者負担になっている。(3)支援費制度において、増え続けるサービス利用のために財源を確保することが困難であることから、完

全とは言えないが、障害者自立支援法が制定された。応益負担に戻した場合、財源をどこに求めるのか。(4)サービス事業者等に対する報酬については、平成21年4月に改定される障害者自立支援法の制度でも維持されるべきである。というものであった。

その後、各委員から再度意見を求めたところ、この制度は応益負担のため、利用者にとつて負担増であり、事業者においては、報酬単価の引き下げにより収入減等が生じ、サービス低下が懸念される。

またサービスを利用する人も、サービスの利用料と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持つて費用負担を行うことをルール化し、財源を確保することがこの制度の趣旨であることなどを認識すべきであることなどの意見が出された。

本陳情趣旨については、障害者自立支援法の見直しが必要とされ、特別対策等を含む緊急措置された法案が今国会で議論されており、この改正等を求める意見書の提出については、まだ時期尚早であるとの意見が大勢を占め採決の結果は不採択とすべきものと決した。

事務組合議会報告

宮城東部衛生処理組合

提案された議案は、2件である。

一つは、職員の給与に関する条例の一部改正である。内容は、扶養手当・勤勉手当の引き上げと行政職給料月額の一部を改正するものである。

二つ目は、平成19年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第2号）である。

これは、ペットボトルの有償入札により1,080万円の収入が生じ、各構成市町からの負担金を減額としたものである。参考までに、松島町は、108万余円であった。審査の結果、全議案は原案通り可決された。

（組合議会議員
相澤佐和子・尾口慶悦）

塩釜地区環境組合

提出議案は、条例の一部改正の1件である。

その内容は、職員の給与に関する条例で、人事院勧告に伴う所要の改正を行うものである。

審査の結果、原案通り可決された。

（組合議会議員
赤間 洵・後藤良郎）

塩釜地区消防事務組合

4件の議案審議と1名の一般質問が行われた。

一つは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、該当者69名で総額750万円を増額するものである。

他の3件は、会計補正予算で、決算体制に向けての歳入歳出各款項予算の調整並びに地方債補正の変更を行ったものである。

一般質問（質問者 太斎雅一議員）は、塩釜斎場を環境組合に合併する話があり、平成20年度に環境組合と消防事務組合が一本化されるのかというものである。

今後、管理者会でその方向

へ進むとの回答があった。以上、審議の結果、全議案原案通り可決された。

（組合議会議員
太斎雅一・高橋幸彦）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会の開催に先立ち、全議員協議会、グループ制導入にかかわるグループ代表者会が行われ、広域連合議会は4つのグループに分かれることとなった。

定例会の付議事件は、当局提案9件、議員提案5件である。

一、後期高齢者医療特別会計条例の制定。この会計は、保険料、国庫支出金、県支出金、その他諸収入を歳入とし、医療給付費、保険事業費、借入金の償還金及び利子、その他諸支出を歳出とするもの。

二、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制度。平成20年4月から9月までの6ヶ月間は保険料を徴収せず、10月から3月までは、その9割を徴収することとなったことに伴う特例措置

による減額分等に対し、国から交付される高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を受けるための、臨時特例基金を設置する内容である。なお、この条例は臨時特例措置ということで平成22年3月31日失効する。

三、宮城県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の一部を改正するもの。総務課、電算課、保険料課、給付課に加え企画財政課を加える内容である。

四、職員の育児休業に関する条例の一部（法律改正に伴う）を改正する条例。

五、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

六、平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算。歳入歳出の総額は、10億8,093万7千円である。

七、平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、歳入歳出総額で、3億6,327万8千円である。

八、平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額で1,751億

3,412万9千円。なお、七、八の議案における松島町の負担金及び支出金の総額は、広域連合の試算によれば、2億7,786万円である。

九、相互救済事業の委託について、財団法人全国自治協会に委託をする内容である。以上、当局提案は、原案のとおり可決された。

●議員提案

一、宮城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正するもので、その内容は、場内への携帯品、持ち込み物について改めて規定したものである。

二、後期高齢者医療広域連合運営審議会の設置条例の制定を求めるもの。

三、広域連合議会において、公聴会や学識経験者の参考人招致ができるよう会則の一部を改正するもの。

四、後期高齢者医療保険にさらなる国の財政負担を求める意見書の提出を求めるもの。

五、資格証明書の発行を当面の間猶予することを求める決議を提案したものである。以上について、一は原案のと

おり可決。二〇五については不採択、否決となった。
尚、一般質問については、4名の議員が、後期高齢者医療制度の広報・周知についてまた、県民の意見等々をどのように後期高齢者医療制度に運営させるのか、更には高額医療、高額介護の合算制度などについて質問した。

(議会議員 今野 章)



～町を知るよい機会～

今、町ではどんなことが議論されているのだろう。
また、どんな計画があってどう進んでいるのだろう。
あなたの身近なことです

議会を傍聴してみませんか？

次回6月定例会は**6月13日(金)**の
予定です。



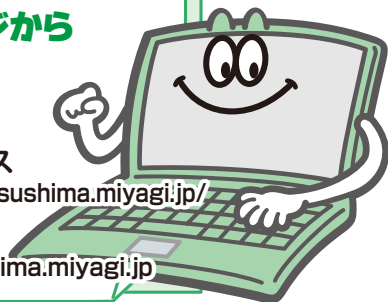
町のホームページから
議会だよりが
検索できます！

ホームページアドレス

<http://www.town.matsushima.miyagi.jp/>

議会Eメール

gikai@town.matsushima.miyagi.jp



編集後記

暖かさも増し新緑の季節を迎えました。

3月4日より、3月26日までの23日間の長期にわたり、平成20年第1回定例会議が開かれました。今議会は、3常任委員会が2常任委員会となつてはじめての予算審議議会であり、審議日程をはかりかねることや、3月中には、各学校・幼稚園・保育園の卒業式や卒園式があり、また各事務組合の議会があり異例の日程になりました。平成20年度一般会計・各特別会計予算、条例改正などが審議されました。一般会計予算は、前年同様緊縮予算です。

さて、私が議会広報委員となり今号で10回目の編集作業を行いました。今回もページ数が多くなっており、議会の審議内容をより詳しく伝えたいとの思いからですので、ぜひお目通しを願います。

最後に、今議会で議員提案による「松島町議会基本条例」が成立しました。更なる議会活性化に向けて全議員とも一生懸命ですのでよろしく願います。

高橋(幸)



この広報紙は環境にやさしい大豆油インキで印刷しています

●この紙は、適切な森林管理から伐採された木材を使用しています。